

第14回宇都宮市自治基本条例を考える会議（概要）

■ 日時

平成19年11月28日（木）

■ 会場

宇都宮市役所 14大会議室

■ 出席者

- ・ 委員 井上委員，藤本委員，伊藤委員，大竹委員，佐々木委員，添田委員，築委員，佐藤和男委員，須藤委員，西岡委員，古橋委員，浅野委員，梅林委員，片岡委員，片桐委員，川嶋委員，郡司委員，小針委員，酒井委員，高山委員，田中委員，船津委員，本田委員，大矢委員，川又委員，佐藤六夫委員，陣内委員，砂長委員，中島委員，松本委員，郷間委員，櫻井委員，小林委員，塚原委員，山本委員，福田委員，馬嶋委員，横松委員，柴田委員，砂川委員，
（委員名簿順）
- ・ 事務局 行政経営部次長，行政経営課行政改革担当主幹，行政経営課長補佐，行政経営課行政改革グループ係長，文書法制グループ係長，管理グループ係長，事務局職員

■ 会議経過

1 開会

- ・ 第1分科会は14B会議室で，第2分科会は14D会議室で，第3分科会は14大会議室で各自議事を開始

2 議事

(1) 分科会における検討（資料1-1，1-2，1-3）

ア 第1分科会

- ・ 別紙1「自治，行政活動の範囲について」に基づき議論
- ・ 資料2-1発表用資料を確認し，特に変更なく発表することです承された。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

● 事務局

- ・ 今まで，自治の理念，基本原則等を議論してきたわけだが，それらは全て，「公共的なこと」を市民，議会，執行機関三者を含んだ宇都宮市全体で対応していこうとするためのものであるという認識を強くしている。昨年度からこの会議でたくさん意見が出されてきたが，それらも整理すると，「公共的なこと」

を宇都宮市全体で対応していこうとするための強い思いであるように思える。

- ・ 公共的なこととは何か、ということについては、「みんなで対応しなければならない、またはみんなで対応した方が良いこと」と言えるかもしれないが、別紙1にも図示しているとおり、社会が豊かになるにつれて、そのような「公共的なこと」は多様化し、拡大してきたとも考えられる。このような多様化し、拡大してきた「公共的なこと」に対応するために、自治基本条例のような「市民協働のルール」が必要となってきたのではないかとと思われるが、そのあたりについて議論して頂きたい。

○ 世話人

- ・ この自治基本条例の前文に関する議論においては、いつ、どこで、誰が、なぜ、どうやって、なんのために、何をするのか、ということを中心に考えていた。今から未来に向かって、宇都宮市で、宇都宮市民を中心に、時代の変化であるとか、公共が広がっているという背景があつて、やさしさや思いやりをもって、協働という手法で、みんなが幸せに生きていくため、宇都宮のこれまで培ってきたものを今後につないでいくため、または新しい文化を創造し、発展させていくために、まちづくりをしていくのだと思う。
- ・ そのときに、まちは誰のものなのか、ということが疑問であつた。まちは私のふるさとであると言える。同時に、みんなのふるさとでもある。しかし、私たちだけのふるさとではない。そのあたりに、「公共」という概念が入ってくるのではないかと思う。
- ・ まちは誰のものかを突き詰めていくと、誰のものでもなく、地球環境の一つ、先祖からの預かりものなのではないかとも思う。「まち」自体が、「公共」という概念を含んでいるものだと考えられないか。このような考え方が根底にあつて、まちづくりのルール、自治基本条例が成立するのではないか。
- ・ 「公共」という言葉に関してであるが、事業者が行う利潤追求活動と、公共との間に、現在は、NPO等が行う社会貢献活動が入ってきていると思う。それらのものを全部ひっくるめたものが「自治」なのではないかと思う。

● 事務局

- ・ 執行機関に対してのみならず、自治会や地域社会、隣人等に対し、「自分が不便だと考えていることは全て公共で処理して欲しい。」と要望してくる市民がいる。そのようなことについては、まず自分で対応できるものは対応し、それができなければ、家族、地域コミュニティ、自治会、市役所という順番で対応を考えていくべきで、それは自助、互助、共助、公助という言葉で表現できるのではないかという意見が出ている。また、そのような際には、家族、隣人、自治会、議員や市役所等と話し合つて、誰がどのように対応していくかを考えていくべきではないか。そのあたりがルールとしてはっきりしていないから、自

自治基本条例をつくろう、という気運が盛り上がっているのではないか、ということについても議論して頂きたい。

○ 世話人

- ・ そのあたりについては、委員が皆、根底に持って議論を進めてきたのだと思う。

○ 委員

- ・ 公共的なことを市民自ら手を貸して行うというのは、昔からなされてきたことだと思う。しかし、善意に頼ってはいは、やってもらえたりもらえなかったりすることがあり、規律正しいまちづくりができない。善意に頼ってやっていたことも、半ば義務なのだ、と宣言するのがこの自治基本条例なのではないかと思う。

○ 委員

- ・ 昔の公共の捉え方と、今の公共の捉え方は、根本的に変化したと思う。1998年に特定非営利活動促進法ができたときに、自分達の身近ないろいろなところを、自分達の手で公共整備していくことが、役割として市民に与えられているという捉え方に大きく変わったのではないか。その当時、たまたまアメリカに行ったが、アメリカで「パブリック」という言葉を使うときには、公共ではなく、「市民」、「民衆」の意味で使っている。そのくらい、公共は市民に近いものである。役所が与えていくものではなくて、本来、市民がコントロールできるものでなくてはならない。アメリカであれば、執行機関が計画を提示したときに、市民が意見を述べる機会があり、さらに、市民が専門家や弁護士を雇って問題点を追求したりする。自分もみんなも関係する「公共」には、とことん関わっていくという時代に、日本もなっていくのではないかと思う。
- ・ 私は、「共通の不便を解消するのが公共整備」であると定義している。隣近所の不便を解消するという公共整備もある。そのようなことから、公共は「拡大」しているというよりも、「拡散」しているように思われる。そのような拡散した公共整備に、市民も一員として責任を果たしていく時代になったのではないか。そこから「協働」も出てきている。

○ 委員

- ・ 自治基本条例において、「公共」の概念を確定することはあまり意味がないこと。「自治」のベースには、「公共」という概念が当然ながらある。「行政活動」と「公共」は違う。不特定多数、または特定であっても大多数の人の利害に関することが「公共」であると考えられる。そこに行政が介入するかどうかは、別の問題。法的に言えば、私的な分野には行政が介入しないという「私的自治の原則」が存在する。では、私的なものはどこまでか、というと難しい。行政活動の範囲も常に変動している。例えば介護保険サービス等は、私的分野に入

り込んできていると言えるかもしれない。また、消費者問題はもともとは民間対民間の問題であるはずなのに、国民生活センター、消費生活センターを通じて公共的問題として対応している。このように、行政がどこまで介入できるかについても、線引きは難しい。したがって、自治基本条例においては、市民ができることをマクロ的に意味付けすることが大切なのではないか。

- 委員
 - ・ 市民が、常に公共ということを意識しながらまちをつくっていく、社会に貢献していく、という精神的な書き方はできるのではないか。
- 委員
 - ・ その方向で良いと思う。
- 世話人
 - ・ 公共のために、個人が犠牲を強いられるようなことがないようにしなければならぬという考え方があると思うがどうか。
- 委員
 - ・ 公共のために、個人が犠牲を強いられる典型は、税金である。公共的なことに個人が縛られるということは、たくさんある。個人の行動だって制約されることが多い。今議論になっているのは、もっとゆるやかな責務として、個人がしなければならないことがたくさんあるのではないか、ということではないか。
- 委員
 - ・ 公共のために何かをする、ということではないのではないか。個人の自己実現、個人の基本的な権利の尊重が最上位にあって、個々人がぶつかりあうのを調整しなければならないからこそ、公共という概念がでてくるのではないか。お互いに自分のやりたいことをやっていると傷つけ合ってしまう。そのようなことをさせないための最低限のルールが「公共性」なのではないか。憲法13条に幸福追求権が定められているけれども、そこには「国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、最大の尊重を必要とする」とある。あくまでも、個人が幸せになるために「公共」は存在するのであって、利害の調整に「公共」を使うのであれば、それは小さい方が良い。公共を大きく解釈すれば国になる。国のために個人が犠牲になるというのは違うと思う。
- 委員
 - ・ 利害調整のための「公共」が小さい方が良いということはそのとおりであるが、地方公共団体としての宇都宮市が、市民と一緒にまちをつくっていくための条例をつくらうとする場合、地域に暮らす一市民の役割の中に、公共ということ意識しながらまちをつくっていくべきことを定めるのは必要なことだと思う。
- 委員

- ・ 憲法13条で触れられている「公共」は、個人の基本的人権を最大限尊重することを前提とし、それを制約するものとして書かれており、当然ながら小さい方が良い。
- ・ 今議論されているのは、その公共を、みんなで作り上げなければならない、ということ。問題が別であることに注意する必要がある。

○ 委員

- ・ 例えば公共のために用地買収を行う必要がある場合、補償がなされるという法律制度、仕組みは既にある。だからこそ、「みんなの不便を解消するための公共整備」というものを、精神的な書き方でも、役割としての書き方でも良いが、自治基本条例には定めていかなければならないのではないのか。

○ 委員

- ・ 私はバランスだと思う。公共を前面に押し出すと、個人の権利が阻害されるのではないかという意見もあるし、みんなの不便を解消するため、公共を盛り上げていかなければならないという意見もある。それらのバランスをとっていかなければならない。人権の尊重と公共の福祉は、バランスの中に成り立っているとも言える。

イ 第2分科会

- ・ 市民の定義について、「(外国人を含む)」という文言を削除し、「市内に住み、市内で働き又は市内で学ぶすべての人」に修正する。
- ・ 事業者の定義について、「企業(事業者)」という文言ではなく、「事業者(企業等)」という文言を用いる。
- ・ 産学官の連携について、本条例に盛り込むことを検討してほしい旨、全体会又は提言書検討委員会において意見提起する。

委員からの主な意見・質問等(要旨)

(検討資料の総括)

○ 世話人

- ・ 宇都宮らしさとしては、主に2点。事業者の倫理・社会的責任等を記載した「事業者の責務」と、ふれあい社会の原点として詳しく記載した「地域コミュニティの責務」。他自治体の自治基本条例では、あまり詳しく書かれていない。さらに、災害・犯罪発生時の救助のために、個人情報(プライバシー)よりも生命等を大切にすることを記載している点も、宇都宮らしさと言える。

(定義)

○ 委員

- ・ 市民の定義にある「(外国人を含む)」は、外国人を特別扱いしているように見えるので、削除したほうがよい。その代わりに、外国人を含めていることが分かるような表現にすべき。

- 世話人
 - ・ 市民の定義の最後にある「人」を「すべての人」にしてはどうか。
 - ・ 「企業（事業者）」について、「企業」という文言を基本にしているように見えるが、教育機関等を含めることを考えると、「事業者」という文言を基本にしたほうがよいのではないか。「事業者（企業等）」としてはどうか。

（市民の責務）

- 委員
 - ・ 災害等に備えて、個人のプライバシーよりも地域コミュニティにおける安全を重んじることが大切
- 委員
 - ・ 難しい問題ではあるが、現在は個人情報の保護がひとり歩きしているような状態である。強めに盛り込むことを検討してもらいたい。
- 委員
 - ・ 検討する際には、まず、個人情報を保護しないことによって生じるデメリットをよく考え、念頭に置く必要がある。
- 委員
 - ・ 市民が（自己の情報を提供すべきケースが）理解できるように、具体的に記載すべき。
- 世話人
 - ・ どこまでが個人情報と言えるのか。
- 世話人
 - ・ 個人に関する情報はすべて含まれると考えられる。
- 委員
 - ・ 分科会での意見として、「自らも自己研鑽して、議会や執行機関をチェックする力などを高めていくべき」とあるが、具体的には、投資（納税）に見合う効果を見極める力を高めるべきと考える。

（事業者の責務）

- 世話人
 - ・ 「ボランティア等の従業員が～求められる活動」は、「の」を「,」に修正し、「ボランティア等, 従業員が～求められる活動」にしたほうがよい。

（その他）

- 委員
 - ・ これまでの検討の中では、産学官の「学」が出てきていなかった。産学官の連携を盛り込んでもよいのではないか。
- 世話人
 - ・ カテゴリーとしては、「事業者」に含まれるのだろうか。どのように反映した

らよいか。

● 事務局

- ・ 提言書検討委員会において、世話人から意見として提起する方法もある。

○ 委員

- ・ 「ぎふまちづくりセンター」の例を参考として考えるとよいかかもしれない。

○ 委員

- ・ 宇都宮の「みや」をキーワードとして宇都宮らしさを出してもよいのではないかと。例えば、「まちの歴史」ではなく、「みやの歴史」というように。

○ 世話人

- ・ 別の会議において、「みや」という文言を市民は使っていないのではないかと、という意見が出ていたので、検討が必要

ウ 第3分科会

- ・ プロジェクターを使用し、議論した結果をその場で確認しながら検討を進めた。
- ・ 今までの議論の振り返りを行い、全体的な視点からいくつかの項目について議論した。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

（協働の位置付け）

○ 委員

- ・ 検討資料2頁「条例に盛り込むべき事項」中、「市民協働とは、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市が共通の目標を実現するため」について、「地域活動団体」と「非営利活動団体」の併記には違和感がある。前者が地縁系の団体であるのに対して、後者はテーマ型の団体である。条例制定までの検討材料としてほしい。6頁、13頁も同様

（行政評価）

○ 委員

- ・ 検討資料18頁「適切な方法により、施策や事業の評価を実施し」の記載は抽象的に感じられる。「最もふさわしい方法により」など、市民への分かりやすさを考慮した記述が必要ではないか。

（国及び他の地方公共団体との連携及び協力）

○ 世話人

- ・ 検討資料23頁「県都としてのリーダーシップを発揮する」の記載について、他の団体との関係を考慮すると、再考すべき余地がある。「積極的に連携する」としてはいかがか。

（条例の見直し）

○ 委員

- ・ 昨年度、「自治基本条例は普遍的なものである」との議論があったとおり、自

治体の憲法として、この条例は普遍的な存在でなければならない。したがって、規定として厳格に「見直し期間」を盛り込む必要はないのではないだろうか。

○ 委員

- ・ 時限立法は例外として、見直し規定が盛り込まれている法律はない。条例でも同じことであろう。

○ 委員

- ・ 条例を必ず見直さなければならないということではなく、見直す必要があるかないかを検討する場、機会が定期的にあってもいいのではないかとということ。制定しても書庫に眠ったままの条例では意味がないのではないか。

(2) 検討結果の発表（資料 2-1, 2-2, 2-3）

全員が 14 大会議室に集合し、パワーポイントを用いて各分科会から検討結果を発表した後、内容について質疑応答を行った。

ア 第 1 分科会発表（要旨）（発表者 本田委員）

前文に関し、第 1 分科会では、各委員が前もって、条例に盛り込みたいキーワードをそれぞれ考えてきて、その考えてきたキーワードを K J 法を用いて、次の 5 つの項目にまとめました。

- (1) まちの歴史、文化や環境
- (2) 過去・現在における自治への取り組み
- (3) 新たな自治のかたちのあるべき姿
- (4) その実現に向けての市民の主体性と市政への参加、市民と市との協働の必要性
- (5) 自治基本条例を制定することの意義や決意

「(1)まちの歴史、文化や環境」では、たくさんのキーワードが上がった中で、今回は発表用資料にあるとおり、アからオのキーワードを載せることにしました。「日光連山から続く山並みのふもと」や、「災害が少なく、恵まれた自然環境」、「門前町、城下町」などが上がっています。

「(2)過去、現在における自治への取組」では、さまざまな意見が上がりましたが、発表用資料のア「過去、(戦災等による焼失等の)幾多の困難を乗り越えてきたこと」については、私のような若い世代ではあまり知ることができないとても貴重な意見をお聞きできて、とてもよかったと思っています。そのほかにも、イの「平和、福祉、環境等に配慮した取り組みを行ってきたこと」などが第 1 分科会では話し合われました。

「(3)新たな自治のかたちやまちのあるべき姿」では、図の左側にあるとおり、「未来を指向し、新しい何かを求め、創っていくこと」や「お互いを思いやること、やさしさ」といった 2 つの方向性にまとめることにしました。図の一番右側は、100 万都市や政令指定都市、選ばれるまち、循環性社会構築などといった、図の真ん中の「まちのあるべき姿」に対しての具体的な例になっています。図の真ん中は、「住

みやすいまち」,「思いやりのある社会」とし,「住みやすいまち」の例として,「活力あるまち」,「環境に配慮したまち」,また,「思いやりのある社会」の例として,「みんなが安心して幸せに暮らせるまち」,「共生社会」などという意見が出てきました。

この部分の書き方としては,2つの方法があるのではないかと第1分科会では考えました。案1は,「目指すべき『新たな自治のかたち』,『まちのあるべき姿』のみを記載する書き方」です。一つ例を挙げると,「環境にも配慮しつつ,農・商・工のバランスをとりながら活力を持って発展していくことができるなどの,より住みやすいまちを構築しようとしていること。」等です。

案2は,「市民福祉の本質的なところにも触れる書き方」です。一つ例を挙げると,「未来を指向し,新しい何かを求め,創っていこうとするなかで,より住みやすいまちを構築していこうとしていること。」等です。第1分科会としては,このような2つの案を出すことにしました。

「(4)その実現に向けての市民の主体性と市政への参加,市民と市の協働の必要性」については,「キーワードをさらに整理する方向で検討していく。」ということでもとまりました。

「(5)自治基本条例を制定することの意義や決意」については,発表用資料にあるとおり,「自治の理念を明らかにし,市民等,自治を担う者の協調のあり方,権利と責務,自治の基本的な仕組みを定め,市民主体のまちづくり・市民主権を確立して,公共的な市民の福祉を向上させていくために,この条例を制定すること。」としました。

「1-2総則(2)定義」では,「自治」の定義に関して話し合いました。「自治(まちづくり)が,公共的な市民の福祉を向上するための活動であること。」「自治には,市民等によって担われる部分,市民等と市で協力して担われる部分,行政により行われる部分があること。」等の意見がありました。

「(3)位置付け」については,「市は,条例の制定,政策の実施等に当たり,自治基本条例の趣旨を尊重しなければならない。」という方向性で話し合ってきました。

「1-3自治の基本理念」,すなわちまちづくりの基本的な考え方については,「市民主体のまちづくりを進める,または市民主権を確立することによって,新たな自治のかたちやまちのあるべき姿(より住みやすいまち,より思いやりのある社会)を実現し,公共的な市民の福祉を向上させていく。」ことであると,話し合ってきました。

「1-4自治の基本原則」,すなわち自治の基本理念を実現していくための手段・進め方については,「協働・市民参画」,「情報共有」,「個人の尊重」,「自己決定・自己責任」,「人づくり」,「社会資源の利活用」等がある中で,第1分科会では,「人づくり」,「社会資源の利活用」を特に重要と考えました。これらは,ほかの自治体で

はあまり話し合っただけでこられなかったテーマだと考えられることから、第1分科会では特に深く話し合ったところです。

以上で第1分科会の発表を終わります。

イ 第2分科会（要旨）（発表者 船津委員，砂長委員）

（以下船津委員）

第2分科会は、「市民の役割・権利・責務」と、「議会と執行機関の役割・責務」を検討する2つのグループに分かれ、それぞれ深く検討しました。私からは、「市民の役割・権利・責務」について発表します。

まず、私たちの提言をもとにして、最終的には、自治基本条例という「条例」にしていくことから、市民の分類や定義をきちっとしておかないといけません。本市に条例は既にたくさんあり、これからも制定されていくわけですが、それらの条例の中で必要に応じ、附帯的に言葉の定義をしてもらうこととし、本当に基本的な分類と定義をこの自治基本条例の中に盛り込むという方向性で話し合いました。

市民の責務については、他の自治体ではさらっと言っている事業者の問題、それから地域のコミュニティの問題について、宇都宮らしさとして、深く議論をしました。

発表用資料の2頁目、「(1)分類と定義」ですが、「事業者（企業等）」とあります。最初、「企業（事業者）」となっていたのですが、学校、教育機関とか、宗教団体とか、いろいろなものは企業とは言わないから事業者であり、「事業者（企業等）」としたところです。他の自治体の中には「事業活動を行うもの」等とさらっと言っているところがあるのですが、これについては詳しく定めています。

「(2)市民の権利」については、「幸せを求めていく権利」と「情報を受ける権利」、「市政に参画する権利」を挙げました。

「(3)市民の責務」の中で、宇都宮らしさというものが初めて出てきます。自己の情報を提供する責務です。これは今、個人情報保護法等で個人情報の扱いが微妙になってきていますけれども、一度災害が起きたり、何か事が起きたりしたときには、それが非常にまずい結果になるということであって、人命や健康の問題とか、財産の保護とかについては、自己の情報を提供することに協力しなければならないということです。他の自治体の自治基本条例には見られないのですが、宇都宮らしさとして、あえて入れました。

地域活動団体については、それぞれの団体の地域との一体感、それからそれぞれがネットワーク、横のつながりを持つということが必要だということです。

非営利活動団体については、行政サービスでは満たされていない市民ニーズというものが必ずあるわけなので、それにこたえる責務があるということと、これについてもネットワークづくりを進めていくべきということです。

事業者（企業等）については、3つとも他の自治体の自治基本条例に定められて

いないことを詳しく表現しています。これは宇都宮らしさです。最近皆さんも感じておられると思いますけれども、企業がいろいろな問題で市民生活というものにかかわっていて、影響が大きいことが明らかとなっています。食については、有害薬物を使った食物とか、不正加工食品の問題とか、それから消費期限の問題とか。住については、耐震偽装とか、建材の不当表示とか、いろいろ発生しています。事業者、企業そのものに関しては、父親不在の子育てという問題が出てきていたり、一方では、極端な場合には過労死という問題が出てきたりしています。人づくりにおいては、企業に理解してもらって、子供とスキンシップとか、触れ合う時間をできるだけ持てるようにしていかなければなりません。それから、ごく一部ではありますが、個人情報悪用して事業者が押し売りを行う等の問題も出てきており、やはり事業者に課せられた責任は非常に大きいと考えられます。これらについて、行政は今まであまりタッチしていなかったのです。それぞれの業界の中で、公正取引協議会等、いろいろなものをつくって対応していて、そちらにお任せだったのでありますが、そうではなくて、企業はそういう業界団体や行政の指導のもとで、社会的責任を果たしていく必要があるということです。それから、もう一つ、ワークライフバランスということも条例の内容に入れなければいけないということで、3番目の項目、「従業員の人材育成と生産性の向上に努める責務」の中に、「従業員の仕事と生活の調和」という表現が入っています。またあわせて、生産性の向上を図って、そして税金をたくさん納めてもらおうということも趣旨として入っています。

最後になりますが、他の自治体の自治基本条例ではあまり出てこない地域コミュニティについてです。最初、単にコミュニティという表現だったのですが、皆さんに理解してもらいにくいだろうということで、もっと身近な問題であるという意味から、地域コミュニティという表現にしました。これは、もちろん行政任せでなくて、自分たちでできることは自分たちでやるということでもありますし、また、この地域コミュニティが、一番身近な人と人とのつながり、隣近所とのつながり等、市民生活の一番ベースになる部分になるので、これについてはきめ細かに表現しているということです。これは、人づくりとか子育てとかにも関わってくると考えられます。人と人とのつながりですが、もちろん、プライバシーを尊重した触れ合い社会というものを目指さなければいけません。

3つ目の項目ですが、地域を愛する心の醸成に努めるということで、市民等の世代間及び文化間の交流とあります。この世代間とは、子供からお年寄りまでということでもありますし、それから文化間というのは、人種、国籍を超えるということも文化間ということで表現したものです。これからだんだんと外国籍の人たちも宇都宮市内に増えてきますので、そのような人たち全てが市民であるということで、自治を進めていく必要があるのではないかとということです。

(以下砂長委員)

後半部分は、議会と執行機関についてです。

まず総括ですけれども、議会や執行機関に関しては、既に法律で決められていることがほとんどです。条例の中でその法律に反することは、一切できませんので、多くのところはその法律に譲ろうということになりました。ではそれ以外のところ、それぞれの役割とはどのようなものか、というように考えたら、結果的にこのように総括されたということです。役割としては、公正かつ誠実な職務の遂行。責務としては、説明責任を果たす、積極的な情報公開を行う、自己研鑽を怠らないというところ です。

発表用資料の12頁をご覧ください。まず議員の役割・責務についてですが、議員とは何かと言われれば、市民の代表です。そして、議員は、市民全体の利益になるように活動していただいて、そしてその活動をするために自己を磨くと。なおかつ、活動したことを情報公開して、市民に対して示していくことが議員にとっては必要なことであろうということです。

発表用資料の11頁に戻ります。その議員の集まっている議会はどうなのだということになりますと、議会も全く同じで、市民に対して市民の意思が反映されるように議会を進めていかないといけないということです。そしてまた、議会も市民に対して積極的に情報公開をしていかないといけないということです。分科会の中で出ている意見として、それぞれの議員さんは、自分の活動というものは、確かに外に対して情報公開はしていると。ただ、会報を使ったりして公開はしているのだけれども、その公開されていることは、一部の支援者の方に対してだけ、公開されていることが多いだろうと。では、それを多くの方に公開してもらうためにはどうしたらいいのだろうかということまで分科会の中では話し合いをしました。

発表用資料の13頁をご覧ください。執行機関は、行政サービスの向上に努めることが最大の役割でありますし、ではそのためにどうするのだというところが執行機関の責務になってくると思います。先ほどの総括でもありましたけれども、積極的に市民に対して情報を公開し、そして市民に対して説明責任を果たすということが、執行機関の大きな役割、責務になってくるだろうということです。

そうすると、執行機関の一部である市長はどうなのだというところ です。市長も市民が選挙によって選んだ市民の代表という位置付けになるだろうということです。もちろん市民に対して、公正かつ誠実に市政を執行することが市長の最大の責務であろうと考えられます。発表用資料に記載はしてありませんが、市長も勉強して自己を磨くということが、もちろん大前提になっています。

次に、行政の中で、一番私達市民と接している、行政職員はどうなのだということです。全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行すること、行政サービスの向上に努めること、そして、行政サービスを向上させるために、自己を磨くという

こと。最終的には、自分も地域の一員、市民であることを自覚して一緒にまちづくりをやっている、その一躍を担える、そういう職員になってほしいということです。

以上で第2分科会の発表を終わります。

ウ 第3分科会（要旨）（発表者 片桐委員，田中委員）

（以下片桐委員）

第3分科会では、発表用資料の1頁にある、15項目について話し合いをしました。その中で、特に重要だと考えられる7項目について発表させていただきます。

最初に協働の位置付けについてです。まず協働の位置付けを考える上で、市民、議会、行政機関のどれもが正確に理解できるよう、条例の中で協働について丁寧に定義する必要があるのではないかと考えました。その話し合いの中で、発表用資料の2頁にある、「情報の共有化」、「相互の信頼」、「対等な立場」等のキーワードが出されました。これらを踏まえて、条例に盛り込むべき事項として、「市民協働とは、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市が共通の目標を実現するため、互いに情報を共有し合い、対等の立場に立って相互に信頼し、理解し及び尊重し合いながら、役割と責任を担い合い、互いの特性や能力を発揮し合いながら連携及び協力して、効果的に自治に取り組むこと」との意見が出されました。

次に、協働の推進についてです。ここでは、「誰もが重要な施策について意見が出せること、また情報が得られる機会をたくさんつくるのが協働の推進につながる。」という意見や、「市民にとって重要な施策を立案する際には、積極的に意見を聴取しなければならない。」等の意見が出されました。これらを踏まえて、条例に盛り込むべき事項として、発表用資料3頁にあるとおり、4点にまとめました。

次に、住民投票です。まず、一般的な住民投票制度の議論の論点について説明します。第1に、個別設置型か常設設置型かという議論があります。個別設置型とは、住民投票をする必要がある事案が発生したときに、個別に条例を制定して住民投票を行うものを指します。そして、常設型とは、住民投票条例を制定し、一定の要件が満たされれば自動的に住民投票を実施するものを指します。これを踏まえて第3分科会では住民投票の濫用は避けるべきであるし、本当に必要があると認められるときのみ投票を実施するよう、対象事案に応じて個別に条例を設置して行うのがよいのではないかという意見が出ました。これをもとに条例に盛り込むべき事項として、こちら発表用資料4頁にあるとおり、4点にまとめました。

（以下田中委員）

次に、地域自治についてです。第3分科会では、この地域自治について一番活発に議論がなされました。まず、第3分科会では発表用資料の5頁の図のように地域自治をとらえて、これを踏まえた上で、行政エリアというものは、必ずしもコミュニティと一致しないので、そのあたりの違いは表現しておいたほうがいいのではな

いかという意見が出ました。次に、地域自治の組織としては、小学校区が適切ではないか、小学校区等に配慮した適正な地域区分のもと、地域におけるまちづくりを進めることが良いのではないかという意見がありましたが、一律に小学校区がいいというものではなく、例えば「小学校区等に配慮して」という文言を入れる等、適正な地域区分というものをもう少し丁寧に規定してはどうかという意見でまとまりました。ほかにも意見が出て、それらを踏まえて、地域自治については、発表用資料6頁の2点の項目にまとまりました。

次に、行政評価についてです。見出しを「行政評価」ではなく「市政運営評価」として、協働、自治について評価する仕組みも盛り込んではどうだろうかという意見をもとに、「執行機関は、協働のまちづくりの趣旨にのっとった行政運営が推進されるよう、協働のまちづくりに関する評価制度の整備及び充実に努めなければならない。」という事項を盛り込むべきと考えました。これは、他市町村の自治基本条例にない文言なので、宇都宮市らしい一文と言えます。

次に、国及び地方公共団体との連携及び協力についてです。この項目では、県内の連携に当たっては、県都として積極的に関わった方が良いのではないかという意見が出ました。それを踏まえて条例に盛り込むべき事項として、発表用資料8頁の、この2点にまとめました。

最後に、条例の見直しについてです。この項目は、話し合いの中で新しく出された項目です。条例をつくるからには、つくって終わりではなく定期的に見直しが必要と考え、つけ加えた項目です。しかし、きょうこの前の時間の議論の中で、具体的な期間を入れるのはどうかという意見が出ましたので、実際に条例をつくっていく際に、また話し合っていけたらと思います。

以上で第3分科会の発表を終わります。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

○ 委員

- ・ 第2分科会で言葉の定義を丁寧にしているので、最終的な取りまとめを行う際には、第1分科会、第3分科会で使っている言葉をもう一度よく見直し、文言の統一を図る必要性があると考えられる。

○ 委員

- ・ 言葉の定義に関してだが、例えば「協働」は第1分科会でも自治の基本原則の中に取り入れている。第3分科会でも使用されている。その場合、自治の基本原則の方は上位概念として表現するべきだし、第3分科会の方では、同じ事柄を重ねて表現する無駄は要らないと思う。整合性を持たせ、または調整をする必要がある。
- ・ もう一点は、条例の位置付けのところで、この条例が市の最高規範であることを打ち出していることで、市長の責務のところ、この基本自治条例をどのように

扱うかに関する、市民に対しての意識付けのような文言が必要ではないかと思う。

○ 委員

- ・ 第1分科会で取りまとめていただいた前文は、とてもよくまとまっていると思って聞いていたのだが、持続性や持続可能性というキーワードも重要ではないか。持続可能なコミュニティとか、持続可能な自治とかというところは、これからの地域社会を考えるときには必要なのではないかと感じた。

○ 委員

- ・ 第2分科会で本日出た話であるが、まちづくりやいろいろなところで「産学官の連携」という言葉が出てきており、また実際に産学官の連携が盛んに行われている。その産学官の連携ということについて、今後の調整の中で検討して頂きたいと思う。

○ 委員

- ・ 第1分科会が検討した前文のところの「まちの歴史、文化の環境」のところで、門前町、城下町とあるが、宇都宮の場合、宿場町という形態も歴史上重要なものであったと思う。五街道の日光街道、奥州街道の要衝の地でもあったということで、入れたほうがよいのではないか。

○ 会長

- ・ 前文のところで「農・商・工のバランスのとれた」という表現が出てきたが、文化産業や情報産業、特に文化の創造ということに関して、農・工・商という範疇を超えて、宇都宮のあるべき姿を今後検討して頂きたいと思う。

(3) 提言書検討委員会について（資料3）

- ・ 事務局より説明
- ・ 資料のとおり提言書検討委員会を設置し、検討を進めていくこととした。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

○ 委員

- ・ 提言書検討委員会で検討された内容を、適宜、事務局からこの考える会議委員全員に伝えて頂きたい。

● 事務局

- ・ 検討の進捗に応じ、ある程度まとめて情報を提供していく。

(4) シンポジウムについて（資料4）

- ・ 事務局より説明
- ・ パネリストのうち、1名を考える会議から選出することとし、その際には委員の男女間のバランスを考慮して選定することとした。
- ・ 次回の全体会までに何か決定しなければならないことが出てきた場合は、会長に一任することとした。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

○ 委員

- ・ パネルディスカッションについては、コーディネーターである藤本会長の他に、この考える会を代表した人が誰か1人、できれば市民の方が入ったほうが良いと考える。藤本会長はコーディネーターであり、意見を出しづらはず。

○ 委員

- ・ 今の意見に賛成である。このパネリスト4名とコーディネーター、全部で5名のうちできれば女性が1から2名入ることが望ましいと思う。

3 その他

事務局から、次回の日程等について説明

4 閉会